

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年3月1日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分を違法又は不当であると主張する。

処分庁は、本件口座にあった151,304円につき、請求人の資力であると評価しているが、実際には家族の携帯電話使用料支払い等の生活費清算のための口座で、主に妻が管理していた。上記金額は、クレジットカード使用代金請求引当金として引き落としがなされており、請求人の消費可能な資力と認定するのは不自然である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月2日	諮問
平成30年11月13日	審議（第27回第4部会）
平成30年12月11日	審議（第28回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされており、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

(2) 保護費の返還

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものである（東京高等裁判所平成25年4月22日判決（上告後棄却により確定）、裁判所ウェブサイト掲載判例）。

(3) 返還額の算定

ア 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-5（答）(1)によれば、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）1・(1)によれば、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とされているが、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされている。

上記「次に定める範囲」の中には、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」があるものの、「ただし、以下の用途は自立更生の範囲に含まれない。・・・(エ)保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」とされている。

2 本件処分を検討

処分庁は、請求人について本件保護開始を行ったところ、資産調査の結果、請求人が本件保護申請日に申告のなかった資産である本件預金を保有していたことが認められ、また、本件預金は、本件保護開始前に生じていた債務に対する弁済に充てられたものであることが認められるため、請求人は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」（法63条）といえるのであり、処分庁は、

本件預金に相当する支給済保護費につき自立更生の費用として控除の適用はない（上記１・(3)・イ）として本件処分を行ったものと認められる。

したがって、処分庁が、請求人に対し、法６３条の規定に基づき、平成２８年１２月から平成２９年２月までの支給済保護費（２５８，１４０円）のうち、本件預金全額に相当する支給済保護費１５１，３０４円の返還を求めたこと（本件処分）について、違法又は不当な点はない。

３ 請求人の主張

請求人は、第３のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、仮に、本件口座の管理を請求人の妻が行っていたとしても、本件口座の名義人が請求人であり、請求人が本件保護開始時において本件預金を有していたことが認められる以上、処分庁が本件預金を請求人の「資力」とみなして行った本件処分は、上記１の法令等に則ったものであるといえる。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美